

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年4月25日 16時30分ごろ
発生場所	山口県 ^{しものせき} 下関 ^{つの} 市角島南西方沖 矢玉港 ^{やたま} A防波堤灯台から真方位253° 3.5海里付近 (概位 北緯34° 15.3′ 東経130° 49.2′)
インシデントの概要	貨物船やはた丸は、南南西進中、主機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 やはた丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141161、八幡船舶協業組合
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、角島南西方沖において、南南西進中、主機の警報が鳴った。</p> <p>当直中の機関長は、主機を停止して各部を点検したところ、No. 2シリンダ内に冷却水が漏れいしていることを確認し、船長に主機の運転ができなくなったことを報告した。</p> <p>船長は、海上保安庁に連絡するとともに、船舶管理会社にタグボートの救援を要請した。</p> <p>本船は来援したタグボート2隻にえい航されて^{かきもん}関門港^{こくら}小倉区に入港した。</p> <p>主機は、機関製造会社が点検したところ、No. 2シリンダ燃料噴射弁のノズルナット（冷却水路を形成する部品）に亀裂が生じ、冷却水が漏れいしていることが判明した。</p> <p>機関製造会社は、ノズルナットに亀裂が入った原因を調査したところ、ノズルナットの冷却清水流路側に腐食を認めた。</p>
分析	<p>本船は、主機No. 2シリンダ燃料噴射弁のノズルナットに亀裂が生じたことから、同亀裂から冷却水が漏れいし、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機No. 2シリンダ燃料噴射弁のノズルナットは、冷却清水流路側が腐食したことから、亀裂が生じたものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、主機No. 2シリンダ燃料噴射弁のノズルナットに亀裂が生じたため、同亀裂から冷却水が漏れ出し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に燃料噴射弁の冷却清水流路を点検すること。